

生活支援と地域の経済対策として「定額給付金」が給付されます。

みなさんのお宅に定額給付金の申請書は届きましたか？



今月から受付を開始しています！

9月30日までに申請をお願いします。

■定額給付金とは？

定額給付金とは、市民の皆さまの家計への支援としてお金を給付するものです。また、各世帯に広く給付し、消費を増やしていただくことで、地域経済の活性化につなげるものです。

■給付金はいくらもらえるの？

1人につき**1万2千円**です。ただし、平成21年2月1日現在で**65歳以上の方**及び**18歳以下の方**については、1人につき**2万円**となります。

■誰がもらえるの？

定額給付金は、平成21年2月1日現在で阿蘇市に住民登録している方に給付します。2月1日現在で、他の市町村に住民登録されていた方は、2月1日時点での住民登録されていた市町村からの支給となります。外国人登録（短期滞在及び不法滞在は除く）している方も対象になります。

■誰が申請するの？

世帯主の方に申請していただくことが基本となります。しかし、代理人の方（ご家族や身の回りのお世話をしている方）でも申請は出来ます。

■申請はいつまでにするの？また、どこで受付しているの？

平成21年9月30日までに、返信用封筒に申請書を入れて郵送して下さい。

持参される場合は市役所本庁または、各支所で申請を受け付けています。

■申請書の他に何か必要なもの？

- ① 免許証等の公的身分証明書の写し（コピー）が必要です。
- ② 振込みを希望する金融機関口座の通帳又は、キャッシュカードの写しが必要です。
なお、本庁と各支所では、無料でコピーをいたします。

■給付金はいつ貰えるの？

申請書をお預かりし、交付決定通知書をお送りした後に給付いたします。申請書に不備がなければ、約3週間で給付できます（交付決定通知書に給付時期を記載します）。なお、申請に不備がある場合は確認作業等で遅れる場合があります。

■給付金はどうやって渡すの？

申請された金融機関口座に世帯員全員分の金額を振込みます。また、金融機関の口座をお持ちでない方や口座への振込みが困難な方は、現金での交付も行います。

■問い合わせ先 阿蘇市役所 定額給付金係 ☎ 22-3205

「阿蘇市とくとくお買物券」の概要

- 全体の発行枚数
1冊5千円(500円券×12枚入り)を4万冊発行。
- 発行総額：2億4千万円(プレミアム分20%4千万円)
○一世帯あたりの販売可能額
阿蘇市とくとくお買物券は1世帯あたり最高で5万円(プレミアム分20%を上乗せした額6万円)分まで買うことができます。*冊数にすると10冊。
- 券の利用期間
5月から8月までの4ヶ月間(予定)
- 利用店舗
阿蘇市商工会加盟店および商工会加盟店以外の本事業に賛同する店舗(対象店舗には「阿蘇市とくとくお買物券」のポスターが貼ってあります)
- 券の購入の仕方
市役所より、各世帯に今月中旬に引き換え券(ハガキ)を送付します。この引き換え券をお持ちになり、阿蘇市役所、内牧支所、波野支所、商工会(各支所)、道の駅「阿蘇」、道の駅「波野」のいずれかでご購入ください。なお、発行冊数が決まっていますので、なくなり次第券の販売は終了させていただきます。お早めにお求めください。
- 利用にあたって
券には、おつりが出ませんのでご注意ください。
- 詳しい問い合わせ先
商工観光課 ☎ 22-3174 商工会 ☎ 32-0200

*なお、概要が一部変更になる場合がありますので、ご了承ください。

定額給付金をもらって、
さらにプラスの特別企画！

「阿蘇市とくとくお買物券」が発行されます。

「地元商店街のご利用を
心よりお持ちいたします」



商工会を代表して
会長の山部謙一郎さん

「せつかくの定額給付金、
だからこそ地元で楽しく使いたい」



家庭を代表して
H20年度PTA母親部
会長の立石佳江さん

阿蘇市では、定額給付金をもらつた上、
さらに皆さんに喜んでいただこうと、通常
より2割お得な買い物ができる「阿蘇市と
くとくお買物券」を発行いたします！
市民の皆さまの生活を応援し、地域経済
の活性化を図る市独自の特別企画です。

定額給付金の景気対策に便乗して、阿蘇市商工会も全力で市とタイミングアップし、「阿蘇市とくとくお買物券」事業に取り組むことになりました。せっかくの機会ですので、ぜひ、皆さまに有効にご利用いただきたいと思います。券の利用店となりました地元商店街でも、各商店・事業者が、これを奮起にそれお越しをお待ちしています。どうか、大いに地元で買い物をしていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

今回の定額給付金の使い道については、家庭や職場でよく話題になります。「楽しめることに使いたいね」という話で盛り上がりますが、なるべく地元で使いたいという意識はあります。我が家では子どもたちはカドリー・ドミニオンに行きたいと言っています。職場では、今ウオーキングが人気なので、地域を散策しながら買い物が楽しめるツアーや、食べ歩きツアーや企画してほしいと意見が出ます。また、何かのイベントに併せて売り出しの催しをされるなど、市民が楽しみながら地元の商品を買うことができる企画もいいと思います。「阿蘇市とくとくお買物券」の発行も家計に助かるうれしい企画です、地元での買い物が楽しくなりそうです。

生活対策として

子育て応援特別手当

が支給されます！

多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に配慮する観点から、対象となる世帯に子育て応援特別手当を支給します。平成20年度の緊急措置ですので今回1回限りです。



対象は

平成21年2月1日現在、生年月日が
平成14年4月2日から平成17年4月1日まで
に該当する第2子以降の子ども

受取方

世帯主からの申請により
対象となる子ども1人あたり 3万6千円を
指定の口座又は市役所の窓口で支給します

申請受付を始めています！

申請受付期間は9月30日までとなっておりますので、忘れず申請を行ってください。

※定額給付金とは別の手当てですので、それぞれ申請が必要です。

※2月1日時点で住民登録されていた市町村からの支給となります。外国人登録の方も含まれます。

阿蘇市役所健康福祉課又は各支所市民係へ子育て応援特別手当申請書を提出してください。
(返信用の封筒で郵送による申請もできます。)

※申請の際にはご本人の確認のため、免許証等の公的証明書と、口座振込みを希望される方は、
通帳又はキャッシュカードの写しが必要です。(本庁と各支所では無料でコピーをします。)

問い合わせ先 健康福祉課子育て支援係 ☎ 22-3167

『定額給付金や子育て応援特別手当をよそおった振り込み詐欺に
十分注意してください！』



★市役所や総務省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

★ATM自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは、絶対にできません。

★市役所や総務省などが、「定額給付金」の給付のために、手数料などの振込みを求めるることは、絶対にありません。

★市役所や総務省などが市民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

※ご自宅や職場などに市役所や総務省(の職員)などをかたった電話がかかってきたら、迷わず、最寄りの警察署または警察相談窓口(#9110)にご連絡ください。

【問い合わせ先】 阿蘇市役所定額給付金事業本部 ☎ 22-3205